

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆ 本日の株価指標等
- ◆ 第一部前・後場概況

2. マーケットニュース

3. セミナー情報

- ◆ +YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆ 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====

※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 4. コラムを抜粋しております。

=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

証券検査における最近の主な勧告・指摘について

投稿 No. 150

証券取引等監視委員会事務局証券検査課長 杉山 真

証券取引等監視委員会（以下、「証券監視委」）は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るため、金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査（証券検査）を行っています。

その際、証券検査の対象業者数は約 8,000 社にもおよび、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化する中で、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し効率的・効果的で実効性ある検査を実施するため、リスク・ベースで検査対象先を選定し、証券検査を行っています。

証券検査の結果、問題点が認められた場合には、問題点を指摘し、改善を求めるほか、重大な法令違反行為等が認められた場合には、金融庁長官等に

対して行政処分を求める勧告を行っています。

今回は、昨年の証券検査における第一種金融商品取引業者に対する勧告事例についてご紹介したいと思います。

(注) 証券検査の主な指摘事項は、関係する各業界や金融商品取引業者におけるコンプライアンスの改善や向上等に役立つよう、要約して一覧表にまとめた上で四半期毎に証券監視委のウェブサイトにおいて公表しています。

http://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shiteki_jikou.htm

(1) A社に対する勧告事例

- ・当社のシステム障害の管理の状況は、発生日時や事象の異なる複数のシステム障害が1件にまとめられ、実際に発生したシステム障害件数よりも大幅に少ない件数が執行役等に報告されており、執行役等もこれを容認していることや、顧客影響数について必要な確認が行われていないことなどから、当社のシステム障害の管理は極めて不適切な状況にあるものと認められた。

- ・当社は、システム開発における品質管理を定めたガイドラインにおいて、基本的なテスト項目に漏れがあることから、開発工程におけるプログラム不具合等をテストで検出できておらず、品質管理が不十分なものとなっており、開発後に顧客に影響を及ぼす多数のシステム障害が発生していることなどから、当社のシステム開発の管理に不備が認められた。

- ・システムの実務運営上の問題を検出するだけの知識を有する監査要員が不足しており、また、実際にはシステム開発における品質管理や進捗管理に係る検証を実施していないにもかかわらず、これらについて概ね問題ないことを確認した旨を取締役会等に報告しており、内部監査が機能していない状況が認められた。

(2) B社に対する勧告事例

- ・当社は、第一種業務等について、顧客から金銭の預託を受け、業務システムを使用して顧客預り金の管理を行うとしていたが、当社経営陣は、法令遵守の意識が不十分であったことから、顧客預り金を正確に算定するために必要となる社内規程や業務システムを整備するなどの内部管理態勢を構築しないまま第一種業務等を運営していたため、顧客預り金の残高を正確に把握できておらず、分別管理を適切に行っていない状況が認められた。

- ・当社は、第一種業務等において成立した取引について、金銭の受渡年月日等を記載した取引残高報告書を業務システムにより作成し、四半期ごとに顧客に交付しているが、取引量の増加等に伴い業務システムへの取引内容の入力遅延が発生したことにより、一定期間において、第一種業務等について、金銭の受渡しに係る事項を正確に記載していない取引残高報告書

を交付しており、顧客に対して必要な情報を適切に通知していない状況が認められた。

(3) C社に対する勧告事例

- ・当社は、当社に所属するアナリストが上場会社に関する情報を顧客に提供する場合、多数の事例において、法人関係情報該当性の検討が行われな
いまま、当該情報の内容が顧客に提供されており、法人関係情報の管理に
不備がある状況が認められた。

- ・当社のアナリストDは、上場会社Eに対する取材において、公表前の四
半期の業績に関する法人関係情報を取得した当日に、営業を担当する当社
職員 21 名及び 1 顧客に対し、電子メール等によって本件法人関係情報を伝
達していた。そして、本件法人関係情報の伝達を受けた当社職員のうち 2
営業員が同日中に、少なくとも上記 1 顧客を含む 3 顧客に対し、本件法人
関係情報がE社から公表される前に提供してE社株式の売買の勧誘を行っ
ており、有価証券の売買その他の取引等につき、顧客に対して法人関係情
報を提供して勧誘する行為と認められた。

- ・上記の問題の根本原因として、当社のガバナンス及びコンプライアンス
態勢の弱さが認められた。

証券監視委としては、こうした勧告事例や指摘事項等が、市場関係者の皆様
方をはじめとする幅広い方々に認知されることにより、市場における自主的な
規律の強化や、証券監視委の活動に対する理解の深化に役立つことを期待して
います。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを
配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>